

# 定 款

1923. 3. 30 制定	1956. 12. 22 改正
1929. 10. 27 改正	1958. 6. 22 改正
1933. 4. 28 改正	1960. 6. 22 改正
1936. 3. 8 改正	1963. 6. 21 改正
1937. 3. 30 改正	1963. 12. 23 改正
1937. 6. 18 改正	1972. 6. 22 改正
1938. 10. 29 改正	1974. 12. 24 改正
1939. 4. 30 改正	1979. 7. 25 改正
1940. 4. 30 改正	1982. 7. 28 改正
1941. 1. 25 改正	1988. 7. 22 改正
1941. 9. 29 改正	1991. 6. 27 改正
1944. 1. 31 改正	1994. 6. 29 改正
1944. 4. 30 改正	2002. 6. 27 改正
1944. 7. 6 改正	2003. 6. 27 改正
1945. 5. 30 改正	2004. 6. 29 改正
1946. 5. 30 改正	2005. 6. 29 改正
1946. 8. 16 改正	2006. 6. 29 改正
1948. 7. 8 改正	2008. 6. 27 改正
1949. 1. 26 改正	2009. 6. 26 改正
1949. 5. 25 改正	2014. 6. 26 改正
1950. 5. 15 改正	2017. 6. 28 改正
1951. 11. 28 改正	2022. 6. 28 改正
1954. 5. 28 改正	
1955. 11. 29 改正	

**日東紡績株式会社**

# 日 東 紡 績 株 式 会 社 定 款

## 第 1 章 総 則

**第 1 条** (商号) 当社は日東紡績株式会社 (英文ではNITTO BOSEKI CO.,LTD.) と称する。

**第 2 条** (目的) 当社は次の事業を営むことを目的とする。

1. 各種繊維、繊維工業品の製造加工および販売
2. ロックウール、ロックウール製品ならびに各種建築材料の製造、加工および販売
3. グラスファイバー、グラスファイバー製品の製造、加工および販売
4. 各種化学工業製品、医薬品の製造、加工および販売
5. 育苗用マット等農業用資材、園芸用品の製造および販売
6. 建築工事ならびに土木工事の設計、監理および請負
7. 大気汚染防止設備、排水処理設備、騒音防止設備ならびに繊維製品製造加工設備、建築材料製品製造加工設備、グラスファイバー製品製造加工設備、強化プラスチック製品製造加工設備の設計、製作、監理および請負
8. 各種機器、装置の設計、製造および販売
9. 体育、娯楽、観光、駐車場、飲食店、給油に関する施設等の経営ならびに給食業
10. 酒類、煙草、食料品および日用雑貨類の販売
11. 農、水、畜産加工品等の食料品の製造および販売ならびに施設園芸農業
12. 不動産、施設の売買、貸借および運営管理
13. ビルメンテナンス業ならびに警備業
14. 倉庫業、一般貨物運送業ならびに貨物運送取扱業
15. 損害保険代理業、自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業ならびに生命保険媒介業
16. 労働者派遣事業
17. 有価証券の保有、売買および運用
18. 前各号に関連する技術、情報の販売
19. 前各号に附帯する一切の事業

**第 3 条** (本店の所在地) 当社は本店を福島県福島市に置く。

**第 4 条** (機関) 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 指名委員会、監査委員会、報酬委員会
- (3) 執行役
- (4) 会計監査人

**第 5 条** (公告方法) 当社の公告は電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する。

## 第 2 章 株 式

**第 6 条** (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は1億2千万株とする。

**第 7 条** (取締役会決議による自己の株式の取得) 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。

**第 8 条** (新株予約権無償割当ての決定機関) 当社は、新株予約権無償割当てに関する事項について、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議または株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により決定する。

**第 9 条** (単元株式数) 当社の単元株式数は100株とする。

**第10条** (株主名簿管理人)

- (1) 当社は、株主名簿管理人を置く。株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- (2) 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

**第11条** (株式取扱規程) 当社の株式に関する取扱いならびに手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

### 第3章 株主総会

**第12条** (総会の招集)

- (1) 当社の定時株主総会は毎年4月1日から3ヵ月以内にこれを招集する。
- (2) 前項の外必要あるときは、臨時株主総会を招集する。

**第13条** (定時株主総会の基準日) 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

**第14条** (総会の招集権者および議長)

- (1) 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会の定めた取締役が招集し、その議長となる。
- (2) 前項で定めた取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役がこれに代る。

**第15条** (電子提供措置等)

- (1) 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
- (2) 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

**第16条** (議決権の代理行使) 株主は当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人は代理権を証明する書面を株主総会開会前に当社に提出しなければならない。

**第17条** (総会の決議)

- (1) 株主総会の決議は法令または本定款に別段の定めがある場合を除き出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを決する。
- (2) 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを決する。

**第18条** (総会の議事録) 株主総会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。

### 第4章 取締役および取締役会

**第19条** (員数) 当社の取締役は12名以内とする。

**第20条** (選任)

- (1) 取締役は、株主総会の決議によって選任する。
- (2) 取締役の選任は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- (3) 取締役の選任については累積投票によらない。

**第21条** (任期) 取締役の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

**第22条** (役付取締役) 取締役会は、その決議によって役付取締役を選定することができる。

**第23条** (取締役会の招集権者、議長および招集通知)

- (1) 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会の定めた取締役が招集し、その議長となる。
- (2) 前項で定めた取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役がこれに代る。
- (3) 取締役会の招集通知は各取締役に對し会日の3日以前に発する。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。

**第24条** (取締役会の決議の省略) 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

**第 25 条** (取締役会規則) 取締役会に関する事項は法令または本定款に定めがあるもののほかは取締役会で定める取締役会規則による。

**第 26 条** (社外取締役の責任限定) 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任の限定をする契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令で定める最低責任限度額とする。

## 第 5 章 委員会

**第 27 条** (委員会の構成)

- (1) 各委員会は取締役3名以上で組織し、その過半数は社外取締役とする。
- (2) 監査委員会の委員は、当会社若しくはその子会社の執行役員若しくは業務執行取締役または当会社の子会社の会計参与若しくは支配人その他の使用人を兼ねることができない。

**第 28 条** (選定) 指名委員会、監査委員会および報酬委員会を組織する取締役は、取締役の中から、取締役会の決議によって選定する。

**第 29 条** (各委員会の権限等)

- (1) 指名委員会、監査委員会および報酬委員会の各委員会は、法令に定めのある事項を決定するほか、その職務遂行のために必要な権限を行使する。
- (2) 各委員会に関する事項は、法令および定款に別段の定めのある場合のほかは、取締役会の定めるところによる。

## 第 6 章 執行役

**第 30 条** (選任) 執行役は、取締役会の決議によって選任する。

**第 31 条** (任期) 執行役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時までとする。

**第 32 条** (代表執行役) 取締役会は、その決議によって、執行役の中から代表執行役を1名以上選定する。

**第 33 条** (役付執行役) 取締役会は、その決議によって、執行役の中から役付執行役を定めることができる。

**第 34 条** (執行役に関する事項) 執行役に関する事項は、法令および定款に別段の定めのある場合のほかは、取締役会の定めるところによる。

## 第 7 章 会計監査人

**第 35 条** (選任) 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

**第 36 条** (任期)

- (1) 会計監査人の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- (2) 前項の定時株主総会において別段の決議がされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

## 第 8 章 計 算

**第 37 条** (事業年度) 当社の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

**第 38 条** (剰余金の配当) 剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し行う。

**第 39 条** (中間配当) 当社は取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

**第 40 条** (剰余金の配当等の除斥期間等)

- (1) 剰余金の配当および中間配当は、支払開始の日から満3ヵ年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。
- (2) 未払の剰余金の配当および中間配当には利息を付さない。

## 附 則

1. 現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更案第15条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下、「施行日」という)から効力を生ずるものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6ヵ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。

3. 本附則は、施行日から6ヵ月を経過した日または前項の株主総会の日から3ヵ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。